

健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率について、次のとおり報告します。

記

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津山市	—	—	12.7	86.3
早期健全化基準	11.88	16.88	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率について、次のとおり報告します。

記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	経営健全化基準
津山市水道事業会計	—	20%
津山市工業用水道事業会計	—	
津山市下水道事業会計	—	
食肉処理センター特別会計	—	